

季刊 地域と農政を結ぶ

vol.
19
令和3年4月



ガーベラ（浜松市）

CONTENTS

- **巻頭言** 新年度が始まりました
- **特集** 種苗法の一部を改正する法律の概要
- **地域における取組事例** 浜松市の「人・農地プランの実質化」
- **トピックス** 春の農作業安全 / 農林水産省共通申請サービス（eMAFF） /
農業を始める、JP / 輸出産地リスト公表 / 食育ピクトグラ
ム公表 / 鳥獣対策優良活動表彰 / フード・アクション・ニッポ
ンアワード / 静岡県貯蔵みかん品評会
- **統計の部屋** 「令和2年産茶の摘採実面積」など

関東農政局 静岡県拠点 地方参事官室
農林水産省

新年度が始まりました。

静岡県の農林水産業に関わる皆様には、日頃より農林水産行政の推進並びに各種業務への御支援、御協力を賜り誠にありがとうございます。

国内では、新型コロナウイルス感染症により、農林水産業及び食品産業を含む我が国の経済・社会に大きな影響が生じております。そのような大変厳しい状況の中、現場で御尽力されている方々に感謝するとともに、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けられた皆様が、一日でも早く日常を取り戻せるよう、令和3年度も全力で取り組んでまいります。

我が国の農林水産業は、人口減少に伴うマーケットの縮小や、農林漁業者の減少・高齢化の進行など、厳しい状況に直面しております。農林水産業を将来にわたって維持し、更に発展させるためには、農林水産業の有する潜在力を最大限引き出し、次の世代に確実に継承していけるよう、魅力ある成長産業にしていく必要があります。

こうした中で、農林漁業者の所得向上を図るための一つの施策として、農林水産省をはじめ政府一体となり、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組んでおります。2030年の輸出額5兆円の目標達成に向け、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を昨年12月に策定し、輸出の障害を克服するとともに、輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し等に取り組んでまいります。静岡県の基幹作物であります「茶」につきましても、輸出重点品目（27品目のうちの一つ）に選定されております。

私ども静岡県拠点では、「現場と農政を結ぶ業務」の更なる推進に向け、農業者・事業者の皆様や関係者の皆様のもとに伺い、きめ細やかな情報提供や施策相談等を通じて、現場の声を農林水産施策に反映できるよう、また、静岡県の農林水産業の発展に貢献できるよう、新年度からの新しいメンバーが一丸となって取組を進めてまいります。

コロナ禍による業務見直しなどにより、皆様に御不便をおかけすることもあるかと思いますが、本年度も皆様からの御指導・御鞭撻をいただきますよう、よろしくお願いいたします。



地方参事官（支局長）
小林康弘



総括農政推進官
（支局長代理）
橋本藤之



令和3年度地方参事官室担当者をご紹介します

みなさまのところへ
お伺いします。

〈中部地域担当〉



静岡市・富士宮市・島田市・富士市・
焼津市・藤枝市・御殿場市・牧之原
市・小山町・吉田町・川根本町

〈西部地域担当〉



浜松市・磐田市・掛川市・袋井市・
湖西市・御前崎市・菊川市・森町

〈企画担当〉



静岡県全域
地方参事官室の総合窓口

農政に関する
意見・要望・質問を
お寄せください。

〈東部地域担当〉



沼津市・熱海市・三島市・伊東市・
下田市・裾野市・伊豆市・伊豆の国
市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・
松崎町・西伊豆町・函南町・清水
町・長泉町



特集

種苗法の一部を改正する法律の概要 ～優良品種の海外流出を防ぐために～

近年、我が国の登録品種が海外に流失しており、海外における産地化が我が国農産物の輸出に影響することが懸念されています。日本で開発されたブドウやイチゴなどの優良品種が海外に流出し、第三国に輸出・産地化される事例があります。また、農業者が増殖したサクランボ品種が無断でオーストラリアの農家に譲渡され、産地化された事例もあります。

このため、登録品種の海外持ち出しを制限する規定を設けるとともに、登録品種の自家増殖について育成者権者の許諾に基づいて行うこと等とする種苗法の改正が先般の第203回国会で可決・成立しました。

海外への種苗の持ち出し

✓ 海外への 持ち出しに注意



海外持出禁止との条件が定められている場合は、このような種苗の海外への持ち出しは法令違反になります（令和3年4月1日から種苗への表示が義務づけられています）。

✓ 栽培地域が限定された 品種もあります

登録品種には、海外持出禁止や栽培地域の限定などの条件を付けることが可能になりました（令和3年4月1日出願品種から適用）。

表示の確認

✓ 表示を確認しましょう

登録品種の種苗には、「登録品種」などの表示があります（令和3年4月1日から義務化）。種苗を購入する際は、表示を確認しましょう。

✓ 利用条件にも注意

国内栽培地域の限定など条件が有る場合がありますので、種苗への表示を確認しましょう。

種苗を増殖する場合の注意



✓ 増殖には許諾が必要です

令和4年4月1日から登録品種の収穫物の一部を自分の種苗として使うことにも、育成者の許諾が必要になります（育成者が認めていれば増殖できます）。

※改正前の種苗法で自家増殖とされている行為

✓ 増殖した種苗の販売や譲渡には許諾が必要です

増殖した登録品種の種苗はこれからも今までと同様に許諾なしには譲渡や販売はできません。

✓ 簡易な許諾方法

育成者が認めていれば、団体を通じた簡易な許諾手続きも可能です。



優れた新品種は、日本の食と農を支え、
海外に市場を広げる底力です。



新たな品種を開発し、種苗法で登録された品種（登録品種）には、育成者権（知的財産権の一つ）があります。在来品種や登録品種の権利期間が終了した一般品種は誰もが自由に利用することができます。

※詳細はこちらをご覧ください。

農林水産省 種苗法

検索

地域における取組紹介

～ コロナ禍における人・農地プランの実質化取り組み ～

農林水産省では、コロナ禍で、地域の話合い等をどのように行っていくか悩んでいる市町や県の方の参考としていただくために、「コロナ禍における人・農地プラン実質化の取組事例（令和2年12月現在）」をとりまとめ、本年2月にご案内してまいりました。

静岡県内からは、浜松市の取り組み「プレ会議を行って原案を作成し、全認定農業者への郵送やホームページで広く意見募集」が、優良事例として掲載・紹介されています。

あらためて、掲載内容の一部をご紹介しますので、人・農地プランの実質化推進の一助になれば幸いに存じます。

浜松市の人・農地プランの進め方

～主役は農業者！農業者が活躍できる場をいかに創り出すか～



1. 人・農地プランの進め方

- ・浜松市は広さ 15 万 ha(全国第2位)
- ・山、海、川、湖、台地、都市と多彩な地域があり国土縮図型都市
- ・農家数：約 12,000 戸、認定農業者：約 1,200 名

様々な農業環境

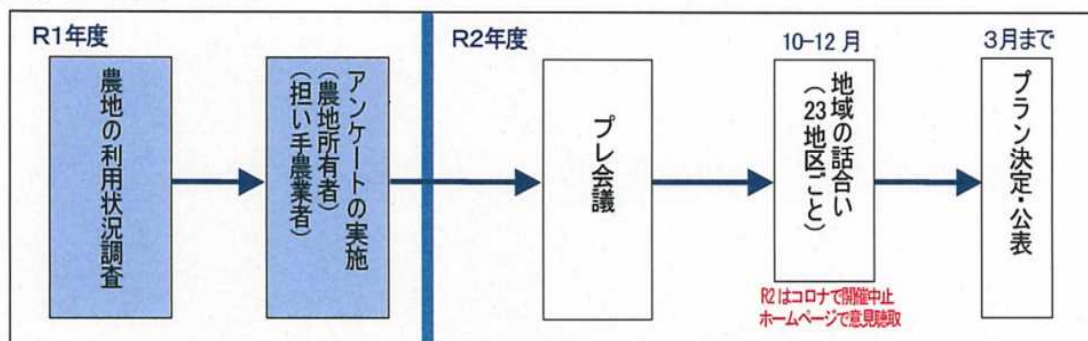
●実施方針

- ・地域毎の農業状況は大きく異なるため、地域の実情にあわせて考えていく必要がある。
⇒37名の農地利用最適化推進委員の担当地区をベースに、
農業環境の類似性や農地の連続性を加味し、**市域を23地区に分けて、市全域で実施**

●実施体制

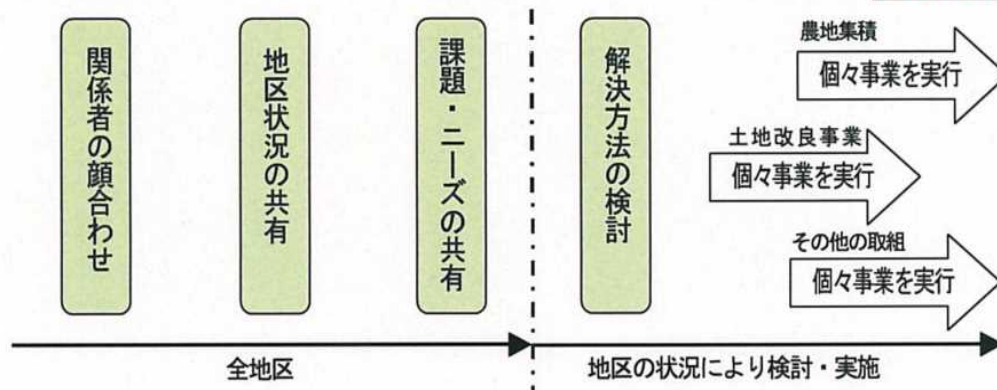
「農業委員会」と「認定農業者協議会」がタッグ ←農協・県市等の協力

●スケジュール



●進め方

- ・地域の事を知っているようで知らない。立場によって考えや想いが異なる。**事実の共有が重要**



2. アンケート調査(R1 年度実施) …地域の実態を知るため2種類のアンケート調査を実施

①農地所有者アンケート(人・農地プラン制度の規定調査)

<調査項目>

耕作者・管理者の有無、年齢層	後継者の有無	農地の拡大縮小意向
・1,000㎡以上の農地所有・借地している17,500戸に発送 → 14,245 通回収(回収率81%)		

②担い手農業者アンケート(地区にどんな担い手農業者がいて、どんな意向なのかを探る。)

- ・認定農業者、認定新規就農者を担い手農業者として位置づけし、経営状況や将来展望を調査

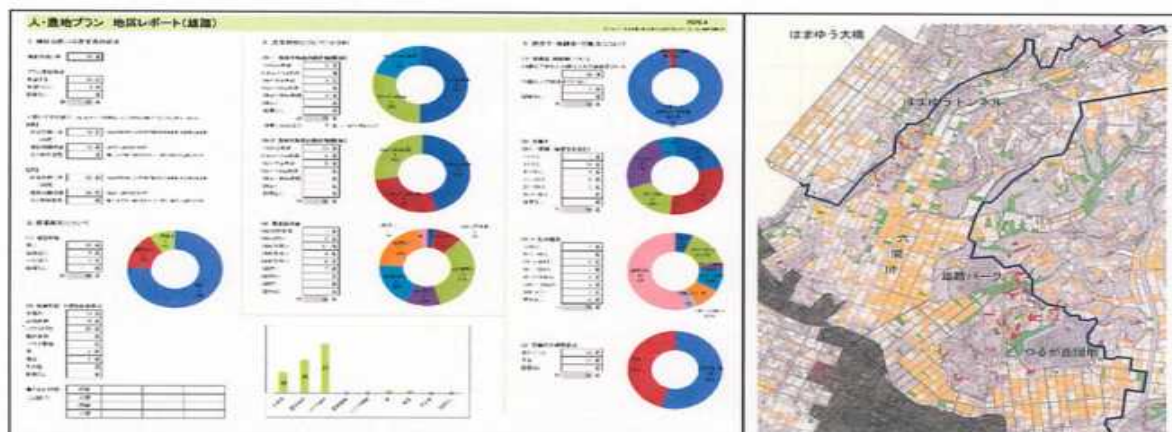
<調査項目>

営農類型	耕作面積(田畑別)	農業販売額
経営主年齢層・後継者有無	耕作面積の拡大縮小意向	経営課題、興味のある施策

・全認定農業者、認定新規就農者1,207名に発送 → 1,117 通回収(回収率93%)

③アンケート結果を地区毎にレポート化、地図化

→ 事実共有のためデータの見える化



3. プレ会議(R2.8開催)

※プレ=試し、練習(いきなり話し合いの開催は無理!)

- ・委員、役員等の地区の主要メンバーが「地区の状況」「話し合いの進め方」を理解する事が目的
- ⇒建設的な話し合いには、ルールや進め方を決めることが重要(会議ファシリテータ普及協会方式を参考)

○全員発言ができる

○他の意見を聞き自分の考えを深める

○相手の発言を聞き入れて、受け止める

○地域全体の課題を見つける

○農業者自らがつくりあげる

×一部の人や声の大きい人しか発言しない

×自分の意見を主張する、人の話を聞かない

×発言を否定する

×特定の個人や団体を批判する

×事務局に説明や弁明を求める

<話し合いのルール>



R2.8のプレ会議の様子

説明を聞く
(5分)

メモを書く
(5分)

共有する
(10分)

意見交換
(20分)

- ・市職員が地図とアンケート結果の内容について説明
- ・説明を聞いて気付いたこと
- ・地図とアンケートを見て思ったこと
- ・なんでもよい、思いついたことを、できるだけたくさん
- ・グループ内で回覧
- ・他の人のメモを見て新たに気付いたことを手元にメモ
- ・共通テーマ「地域農業の課題や必要と思うこと」について

* 1人2分

<話し合いの進め方>

※ 詳細な資料が必要な方は、静岡県拠点地方参事官室までご連絡ください。

春の農作業安全確認運動はじまる



農林水産省では、全国の関係団体・企業等のご協力の下、春作業が行われる3～5月、秋作業が行われる9～10月を重点期間として、**農作業安全確認運動**を実施しています。

令和2年に、農作業安全確認運動の目標として、農業機械作業にかかる死亡事故を令和4年までの3年間で平成29年比で半減する（211人→105人）との目標を策定し、対策を集中的に行うこととしました。目標の達成に向け、令和3年においても、農業機械作業への対策の強化が必要となります。

〈令和3年ステッカー〉



おもな取組内容

- 交通事故の発生データから得られた新たな知見を農業機械の販売や現場での農業指導等の場面において農業者に伝達することを通じて、シートベルト・ヘルメットの着用徹底と、作業機を付けた状態で公道走行する際の灯火機類の設置を集中的に働きかける。
- 全国の農業者が安全研修を受けられる体制の構築に向けた農作業安全指導員の育成を図る。

春の農作業安全運動

検索

〈農作業安全指導体制の構築〉



農作業安全指導員の育成



農作業安全研修体制の整備

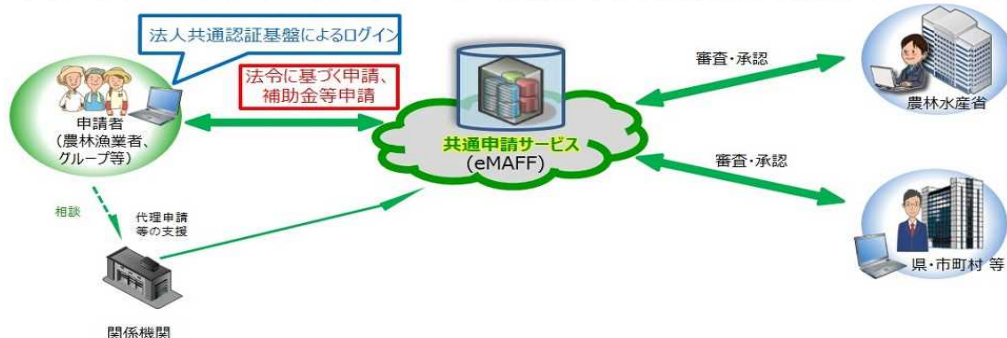


農林水産省共通申請サービス本格稼働

農林水産省では、当省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）を構築しました。

令和2年度から、経営所得安定対策などの一部の手続きにおいてオンライン申請の試行を開始し、令和4年度までに全ての手続きのオンライン化を目指します。

ワンストップ・ワンスオンリー（一度提出した情報は再提出不要）が実現



【特徴】

・自宅のPCから申請が可能

窓口に行かなくとも自宅や職場のパソコンやスマートフォンなどから申請が可能。

・審査状況確認も簡単

自分が行った申請の審査状況をリアルタイムで把握が可能。

・紙の管理が不要に

紙での管理は不要、また、過去の申請状況も利用するため、申請様式の記入する手間が省略。

就農情報ポータルサイト「農業を始める.JP」開設



「農業を始める.JP」とは、農業に興味を持たれた方や、これから農業を始めたい方が、農業を知り、就農に向けて具体的な行動を起こしていくために必要となる情報を一元的に閲覧できるポータルサイトです。

就農に向けて必要な情報を見つけられるように、情報を「農業を知る」「体験する」「相談する」「研修/学ぶ」「求人情報」「支援情報」に分類しています。



都道府県・市町村の就農支援施策や、全国の新規就農相談センターが収集した求人情報を検索できる機能も設けており、今後も就農情報プラットフォームとしての機能を拡充していきます。

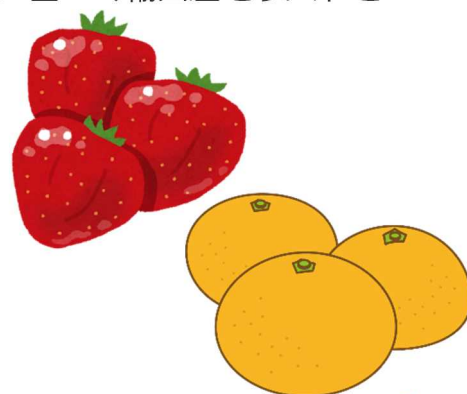
農業を始める.JP

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく輸出産地リスト公表

農林水産省は、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づく輸出産地リストを作成、ホームページに掲載しました。

令和2年11月に取りまとめた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」では、マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開を図るため、主として輸出向けの生産を行う輸出産地を令和2年度中にリスト化し、輸出産地の形成に必要な施設整備等を重点的に支援することとしています。

令和3年4月現在、静岡県からはかんきつ、茶やいちごなど9品目、28産地・事業者が「輸出産地」として選定されました。



農林水産物・食料品の輸出促進対策

「食育ピクトグラム」公表 HPで無料ダウンロード可能



農林水産省は、食育の取組についての情報発信および普及・啓発を目的として、分かりやすく単純化して表現した食育ピクトグラムを12個作成し、資材、食品等の商品の包装、ポスター、リーフレット、店頭POP、書籍、名刺等に自由に使用していただくために、ホームページにて提供しています。

食育ピクトグラム

食育ピクトグラム（抜粋）



使用にあたっては、「食育ピクトグラム利用規約」を遵守し、利用していただくようお願いします。

農林水産大臣賞！伊豆市食肉加工センター「イズシカ問屋」



○農林水産省は、鳥獣被害防止や捕獲した鳥獣の食肉（ジビエ）の利活用に取り組み、地域に貢献している個人や団体を表彰する「鳥獣対策優良活動表彰」を実施しました。

○令和2年度は、全国8団体(個人)のうち、「伊豆市食肉加工センター「イズシカ問屋」が、農林水産大臣賞(捕獲鳥獣利活用部門)を受賞しました。高品質な食肉生産と皮や角を活用した商品開発

により、伊豆市の地域ブランドとして定着するなどの活動が評価されました。



第12回「フード・アクション・ニッポン アワード2020」受賞産品発表！



日本全国の農林水産物の産品を食のプロが発掘するコンテスト
応募総数1,019品の中から、10品が選ばれ、静岡県からは2品が受賞しました。

「おひさまだい だいたい胡椒」山田屋水産（熱海市）

熱海特産のダイダイの皮に赤唐辛子などを加えた辛味調味料。
苦味と辛みが食材を一段と引き立たせ、魚料理や練り製品、麺類など幅広い料理に合います。



「発酵旨味オイル」ヤマヤ醤油（浜松市）

伝統発酵食品「浜納豆」の旨味をオリーブオイルで閉じ込めて、
にんにくとバジルが香る万能調味料。
肉や野菜、パスタなどに混ぜるだけで本格イタリアンの味になります。

フード・アクション・ニッポン

検索

高橋 誠さん(JAみっかび)農林水産大臣賞! 静岡県貯蔵ミカン品評会



令和3年1月21日(木)に、第55回静岡県貯蔵ミカン品評会が開催されました。
257点の中から、高橋 誠さんが農林水産大臣賞を受賞しました。



統計の部屋

「令和2年産茶の摘採実面積、生葉収穫量及び荒茶生産量」と「緑茶の飲用に関する調査結果」を公表しました。

農林水産省大臣官房統計部は、令和3年2月19日に令和2年産茶の摘採実面積、生葉収穫量及び荒茶生産量を公表しました。

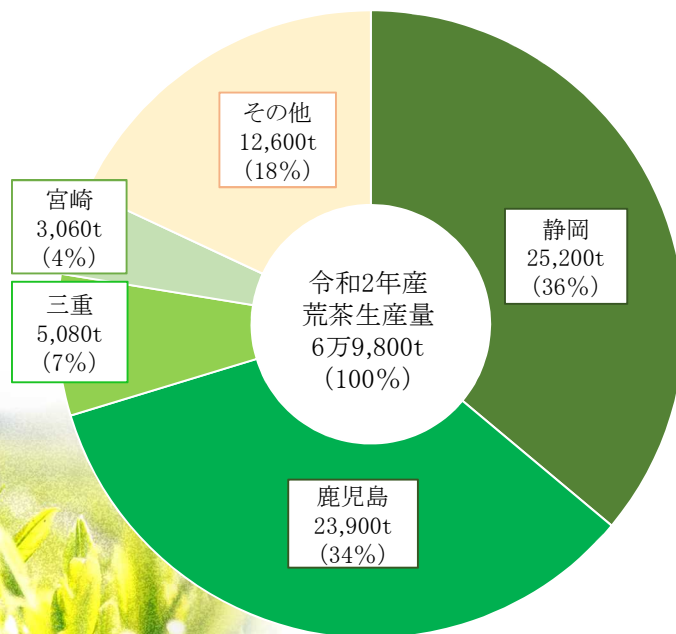
1 摘採実面積

全国の茶の摘採実面積は3万4,300ha、摘採延べ面積は7万7,800haでした。
静岡県の摘採延べ面積は2万9,000haで前年産に比べて6%減少しました。

2 生葉収穫量及び荒茶生産量

全国の生葉収穫量は32万8,800t、荒茶生産量は6万9,800tで、前年産に比べてそれぞれ2万8,600t（8%）、1万1,900t（15%）減少しました。
静岡県の荒茶生産量は2万5,200tで、前年産に比べて4,300t（15%）減少しました。

図1 令和2年産茶の都道府県別荒茶生産量及び割合



農林水産省大臣官房統計部は、令和3年2月26日に令和2年産度食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査「緑茶の飲用に関する調査結果」を公表しました。（18歳以上の消費者1,000人）

図2 普段どのような緑茶を飲むか(複数回答)%

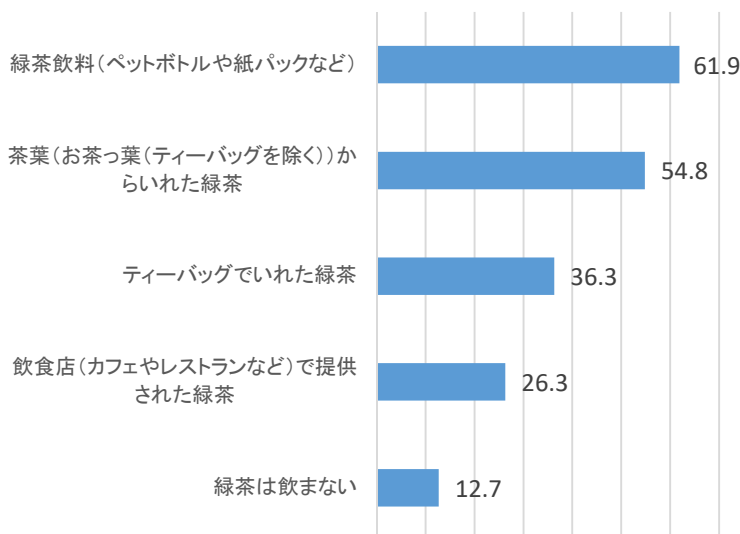
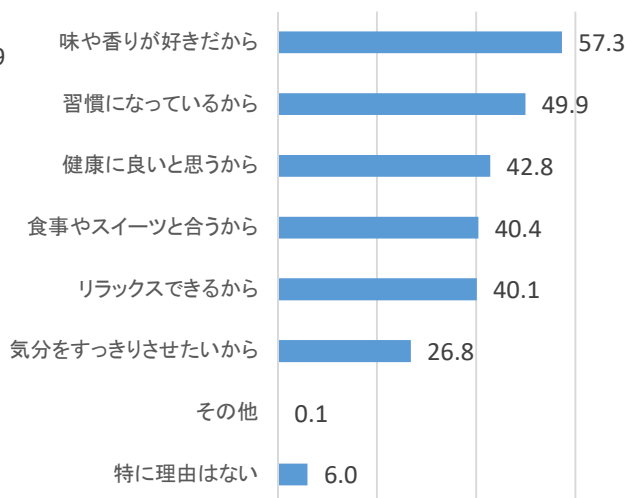


図3 緑茶を飲む理由(複数回答)%



農林水産省ホームページで、各種調査結果を公表しています

農林水産統計

検索



「わさび」

静岡県は産出額が日本一です。
高級食材として全国に出荷されています。

関東農政局 静岡県拠点

〒420-8618 静岡市葵区東草深町7番18号
TEL 054-246-6121 FAX 054-246-6226

【地方参事官室】	054-246-6121
【経営所得安定対策等担当】	054-200-5500
【消費・安全チーム】	054-246-6959
【統計チーム】（経営・構造）	054-246-0612
（生産流通）	054-246-6123

JR静岡駅より約1.8km（徒歩約25分）

バス：JR静岡駅北口10番のりば

県立病院方面「アイセル21」下車

